

平成30年度 第9回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成30年12月20日)

1 日時 平成30年12月20日(木) 午後4時

2 場所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 委員 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 石田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 伊藤 よしのり
委員 くぼ 洋子
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 阪元 栗木 久保

4 議事 (1)開会
(2)議案
(3)報告事項等
(4)その他
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成30年度第9回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第27条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

それでは、議事、議案第3号について事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」についてお手元の資料によりご説明いたします。

こちらは、相続税納税猶予制度適用農地に関して3年毎の税務署への報告の際、農業委員会から「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要であり、その証明願が提出されたものでございます。証明願、該当農地については添付のとおりです。

農業委員の皆さまにおかれましては、議案第3号についてご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

地区担当委員から補足はありますか。

【委員】

現地を確認してまいりましたが、営農状況については問題ございません。また収穫野菜の直売所での販売も確認しております。

【議長】

しっかり営農されているようなので承認したいと思いますがいかかでしょう。

(異議なしの声あり)

それでは、証明書を発行いたします。

次に、議案第4号の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

それでは議案第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条に基づく承認申請」について説明いたします。

本件は、既存の区民農園、「ポテトガーデン」の廃止について農業委員会あてに承認申請があったものでございます。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」では、施行令第4条において、区民農園の廃止を含む内容の変更や区民農園の貸付け条件等を変更しようとするときは、農業委員会の承認を受けなければならないと規定されております。

農業委員の皆さまにおかれましては、これから申し上げる区民農園の廃止についてご審議のほどよろしく願いいたします。

(別紙参照)

【議長】

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

(異議なし)

それでは、議案第4号について承認いたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

はじめに、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、税務調査資料の提供及び生産緑地の現地確認報告についてでございます。本件は、葛飾都税事務所より生産緑地の課税適正化を行うため、地方税法第20条の11に基づいて、農業委員会あてに、管理不十分な生産緑地に関する情報提供の依頼があったものです。管理不十分な生産緑地については、本年9月に実施しました農地パトロールにてリストアップし、生産緑地所有者あて文書指導を行ったところでございます。文書指導に記載の「改善期日」である11月30日を経過したため、12月17日に指導対象生産緑地を会長及び事務局で現地調査をしてまいりました。現地の状況については添付の写真のとおりです。今回の現地調査結果を踏まえ、改善の認められない生産緑地については、葛飾都税事務所あて報告することといたします。

報告事項等につきましては、以上でございます。

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引続き、(4)その他報告事項について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料2「農業経営セミナー」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「第58回企業の農業経営顕彰における受賞者の決定」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料4「第55回葛飾区秋野菜品評会受賞者一覧」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料5「農事調停事件・期日経過報告書」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料6「農業委員等の綱紀粛正」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料7「納税猶予適用対象地の現地確認に伴う立会のお願い」について説明いたします。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

【委員】

生産緑地で設置が認められる農業用施設と、相続税納税猶予制度適用農地で設置が認められる農業用施設が相違しており、農家にとっては非常にわかりづらい状況となっています。資料1のように引き続き国に対し声を上げていきましょう。

【委員】

葛飾区生産緑地指定基準の策定状況はいかがですか。

【事務局】

まだ施行されておませんが、今年度中には施行する見込みです。

【委員】

ある農家から、過去に買取申出をし行為制限が解除された生産緑地(現在は宅地化農地)について、現状も農地として利用しているため再度生産緑地に指定したいとの相談を受けました。指定基準が施行されるまでは申請できないということでしょうか。

【事務局】

調整課に確認させていただきます。

【議長】

他に何かございますか？

【委員】

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行に際しては、担当委員が現地確認をすることはもちろんですが、しっかりと写真等で記録を残しておき、委員全員で確認することが大事ですね。

【事務局】

おっしゃる通りです。記録の残し方については今後検討させていただきます。

【議長】

ほかになければ、これにて平成30年度第9回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。